

特定非営利活動法人
いわき放射能市民測定室

理事会運営規程

特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室（以下、当法人という。）の定款に基づき、当法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の開催)

第2条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、理事をもって構成する。

(選任等)

第4条 理事及び監事（以下、「役員」という。）は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(任期等)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

第2章 理事会の招集

(招集)

第6条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は副理事長が招集する。
- 3 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第3号に該当する場合は、その日から7日以内の日を理事会招集しなければならない。

(招集通知)

第7条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、FAX又は電磁的方法により、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第9条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第10条 理事会に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 理事は代理人により、表決権を行使することができない。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(監事の出席)

第11条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決、および選挙に加わることはできない。

(関係者の出席)

特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、FAX又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長並びに副理事長の選定及び解職を行う。

(報告事項)

第16条 理事長は、理事会において次の事項を報告し、承認を得なければならない。

(1) 会員の異動の状況および会員の活動状況

(2) 社員総会の開催およびその総会に報告すべき事項

(3) 他団体への会員の派遣に関する事項

(4) 他団体への出資の状況

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

第5章 事務局

(事務局)

第20条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室

(別表)

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 議長及び議事録署名人の選任に関する事項

II 第11条の「決議の省略」に関する規定によるみなし理事会

- 1 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があつたものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 5 その他法務省令で定める事項

以上